

(別紙)

ふくしま型食品企業等連携促進事業業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

福島県内では食品製造業者や農林漁業者が連携した食品開発等が着実に増加している一方で、多様な関係者が連携して、地域内の農林水産資源を生かした持続的な経済循環を生み出す取組は少ない状況にある。

また、自然災害や気候変動等に伴い発生する規格外・未利用資源の活用や、製造・消費段階のフードロスの活用についても課題を抱えている状況である。

そこで、持続的な食料システムの確立に向けて、食品製造業者や農林漁業者（団体含む）を始め、流通・小売業者、観光業者、大学などの多様な関係者で構成する地域連携推進コンソーシアムを設置し、連携による新しい商品を創出する取組を実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日までとする。

3 用語の説明

本仕様書で扱う用語については次のとおりとする。

- (1) 「地域連携推進支援プラットフォーム」（以下「全国プラットフォーム」という。）とは、令和7年度持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業において全国規模で構築するプラットフォームをいう。
また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。
- (2) 「地域連携推進支援コンソーシアム」（以下「地域コンソーシアム」という。）とは、都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムをいう。
- (3) 「新たな食品ビジネス」とは、地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。
- (4) 「地域連携推進コーディネーター」とは、プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。

4 業務の内容

福島県（以下、「甲」という。）は、本事業の目的を実現するため、本事業の具体的な内容である以下の業務を、受託者（以下、「乙」という。）に委託する。

(1) 地域コンソーシアムの設置・運営

食品製造業者や農林漁業者を中心に、持続的な食料システムの確立を推進する地域コンソーシアムを設置、運営すること。

また、食品製造業者、農林漁業者、食品卸・加工・流通業者、外食産業者、

観光事業者、小売業者等の多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行うこと。

(2) コンソーシアム活動の情報発信

地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資する事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すため、ホームページの構築・運営を行うこと。

(3) 研修会の開催

地域コンソーシアム参画者を対象とし、地域連携推進コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義の理解促進や食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年1回程度開催すること。

(4) 専門部会の開催

食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に専門部会を開催すること。開催に当たっては、検討するテーマを設定してテーマごとに専門部会を組成し、年2回程度開催すること。

(5) 地域戦略マッチングの実施

(4) 専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネスの戦略構想を検討する会議及び食品ビジネス創出等を担う事業者との関係者マッチングを年2回程度実施すること（同時開催とする）。

なお、実施にあたっては、原則として地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。

(6) 相談体制の整備

新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネス創出等に取り組む食品事業者に対する相談会を年1回開催すること。

(7) 新たな食品ビジネス等の支援

全国プラットフォームと連携し、間接補助事業者が行う新たな食品ビジネスの事業計画等の策定及び実施について支援すること。

5 留意事項

業務の実施に当たっては次の(1)から(3)までを満たすこと。

(1) 人件費を計上する場合の人件費の算定にあたっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付22経第960号大臣官房経理課長通知）及び委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付22経第961号大臣官房経理課長通知）の定めに従って行うこと。

(2) 本事業に関する経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

(3) 本事業については、完了後に委託費の精算を行うことから、本事業に係る支出証拠書類を甲に遅滞なく提出すること。

(4) 本事業は、国の「地域型食品企業等連携促進事業」に係る取組であることから、事業実施については「地域型食品企業等連携促進事業実施要領」を、経理に関して

は「地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱」を参照すること。

(参考 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/chiiki-pf.html>)

特に、補助対象経費として計上できる範囲は、「地域型食品企業等連携促進事業実施要領」にあるとおり、本事業を実施するために直接必要な別表1第3に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、別表3に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこと。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（第1号様式）
- (2) 完了届（第2号様式）
- (3) 実績報告書（第3号様式）
- (4) 総括責任者通知書（第7号様式）
- (5) 再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (6) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 成果品

- (1) 「4 業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）。
- (2) 収支決算書
- (3) その他甲が必要と判断したもの

8 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する業務を実施しなくなった場合、当該財産を業務の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

9 その他

- (1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あ

らかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。